

金沢権利擁護センター

福祉サービスが
利用できて
よかったね

金銭管理を
手伝ってもらえて
良かったなあ

成年後見
制度のことが
わかったわ



社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

金 沢 市

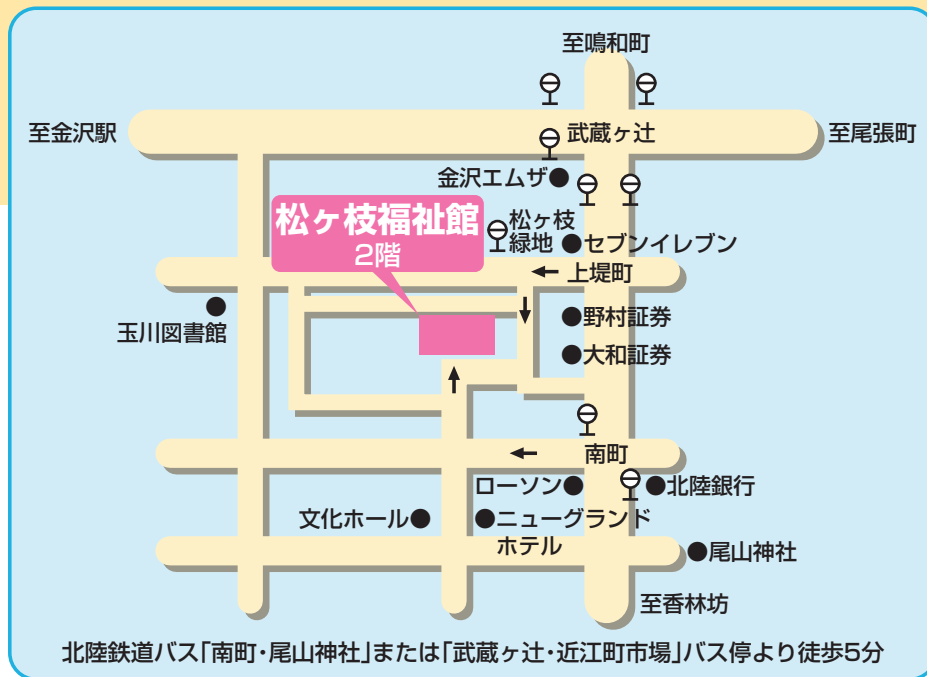
金沢権利擁護センター

〒920-0864 金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館 2階

電話 / 076-231-3521

FAX / 076-231-0801

受付時間 / 月～金 9時～17時30分(土日祝は休み)



成年後見制度に関するお問い合わせ先

●法定後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用について		
金沢家庭裁判所(後見係直通)	金沢市丸の内7-1	076-221-3225
●任意後見制度について		
金沢公証人合同役場	金沢市武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵 1階	076-263-4355
●後見人などを紹介してほしい		
金沢弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	金沢市丸の内7番36号	076-221-0242
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート石川県支部	金沢市新神田4丁目10番18号 石川県司法書士会館内	076-291-7070
一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センター ばあとなあ石川	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館 2階	090-4329-2255 (平日 10時～16時)
北陸税理士会金沢支部	金沢市北安江3丁目4番6号	076-223-1841
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター石川県支部いしさぼ	金沢市鞍月2丁目2番地 石川県繊維会館 3階	076-204-9433
一般社団法人 社労士成年後見センター石川	金沢市玉鉾2丁目502番地 TRUSTYBUILDING 2階 (石川県社会保険労務士会内)	076-292-2066
●身寄りがない等の理由により申し立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て)		
金沢市役所	金沢市広坂1-1-1	福祉政策課 076-220-2288 障害福祉課 076-220-2289

Ⅱ 日常生活自立支援事業とは・・・

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)【有料】※相談は無料です

1.利用できる方

高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方で、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のサービスを提供します。

2.サービスの内容

【1】福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

【2】日常的金銭管理サービス

- ① 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払にともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き
および預貯金通帳・金融機関届出印の保管

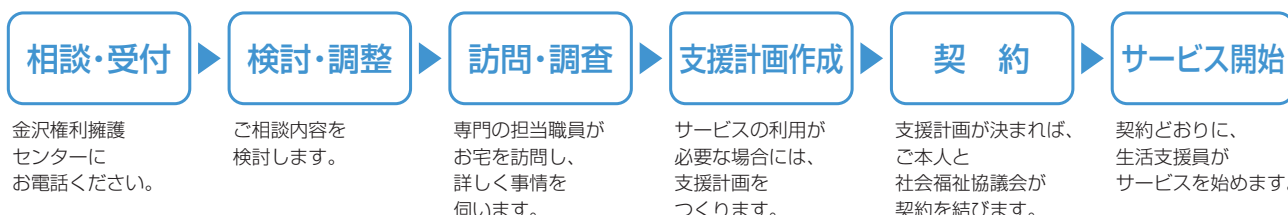
【3】書類等の預かりサービス

年金証書、通帳、印鑑、保険証書、権利証、契約書類などを金融機関の貸金庫に保管します。

3.利用料

サービス内容	利用料金
【1】福祉サービスの利用援助 【2】日常的金銭管理サービス	1時間 1,350円 1時間を超える場合は30分毎に325円を加算 ※生活保護を受給している方は無料です。
【3】書類等の預かりサービス	月額 250円

4.申込み方法



※相談から契約までは無料で、サービス開始から有料となります。

成年後見制度の手続きについて

法定後見

判断能力が十分でない方が、財産の管理や、福祉サービスなどを受ける契約をする必要がある

後見・保佐・補助の開始の申立て

後見等の開始の決定や
成年後見人等が選ばれます

家庭裁判所が監督
(必要に応じて、成年後見監督人等が選ばれます)

家庭裁判所による後見等監督
・成年後見人等の財産管理事務等に問題がないかどうか定期的な監督を受けます。
・本人の判断能力の回復又は死亡まで続きます。

任意後見

判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産管理や、福祉サービスなどの契約を代わって行ってもらうとその内容を決めておきたい。

任意後見の契約を公正証書※1で結ぶ

本人の判断能力が十分でなくなった

任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人が選ばれます

任意後見監督人が監督

監督
家庭裁判所

家庭裁判所

後見開始

※3

成年後見制度の費用について

1. 申立てに必要な費用

- ① 診断書料(成年後見用) … 依頼する医療機関にご確認ください。
 - ② 申立手数料 … 800円 ~ 2,400円
 - ③ 登記手数料 … 2,600円
 - ④ 郵便切手 … 3,000円 ~ 4,000円
 - ⑤ 登記されていないことの証明書 … 300円
 - ⑥ 戸籍謄本や住民票など … それぞれに手数料がかかります。
- ※鑑定費用が必要な場合もあります…50,000円程度

2. 申立て後に必要な費用と後見人等への報酬

後見等の事務を行うために必要な費用の実費がかかります。後見人等への報酬は家庭裁判所が決めます。金額は被後見人等の資力や後見人等の職務内容によって異なります。

■成年後見人等報酬助成(金沢市)

後見人等の報酬を支払うことが困難な場合は、金沢市が助成します。

対象となるのは、市長が後見開始等の申立てをした方で、

①生活保護を受けている場合または

②資産・収入等の状況から、生活保護に準じると市長が認める場合です。

なお、①の場合は、申立てに必要な費用も金沢市が助成します。

【問合せ】金沢市福祉政策課 076-220-2288
金沢市障害福祉課 076-220-2289



※3 申立てから法定後見の開始まで、多くの場合1~2ヶ月ぐらいとなっています。

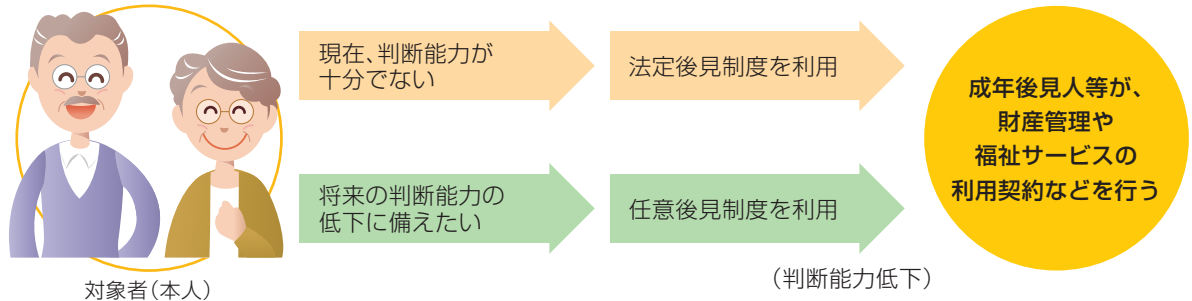
※ 成年後見の内容などは、本人の戸籍には記載されません。

ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度とは…

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害のある方で判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほうていこうけんせい ど にん い こうけんせい ど 法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。



■ 法定後見制度とは

- ・ 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者や四親等内の親族**などから**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人等**を選んでもらいます。
- ・ 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

■ 任意後見制度とは

- ・ 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書^{※1}で結びます。
- ・ 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。

■ 成年後見制度の区分

区分	法定後見制度(本人の判断能力の程度に応じて区分されています。)			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象者(本人)	判断能力が欠けている人 日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人	判断能力が著しく不十分な人 日常的に必要な買い物程度はできるが、不動産の売買や金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の人	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は、できるかどうか危惧があるので、誰かに代わってやってもらった方がよい程度の人	将来の判断能力の低下に備えたい人
家庭裁判所へ申立てすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長 ^{※2} など			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
本人を援助する人	せいねんこうけんじん 成年後見人	ほさじん 保佐人	ほじょじん 補助人	にんいこうけんじん 任意後見人
援助する事務	代理権 ^{※3} 、同意権・取消権 ^{※4} の範囲は、それぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた事務についての代理

※1 公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

※2 市長が申立てできるのは、対象者(本人)が、認知症の高齢者、知的障害のある方、又は、精神障害のある方で、四親等内の親族がいないなどの理由により、申立てする人がいない場合です。

※3 本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができる権限です。

※4 本人が契約などの法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。同意がない場合は、その法律行為を取り消すことができます。

I 金沢権利擁護センターとは…

ご本人や家族・親族、友人や知人、福祉・医療関係者からの相談

- ・最近、もの忘れて通帳や印鑑をなくしてしまって困っている…。
- ・もの忘れて新聞代やガス代を支払えなくなることがある…。
- ・成年後見制度を利用したいが、どのような制度なのかわからない。
- ・認知症や知的障害、精神障害のために、財産の管理や福祉サービスなどの契約ができない。
- ・子どもが定職につかず、親の年金を使い込むため、介護費用が支払えない…。
- ・離婚し、別れた夫が養育費を支払ってくれない…。

まずは、お困りのことや心配ごとをお聞きします。

各種サービス利用の調整

問題を解決するために、ご本人や関係機関などと一緒に考えます。

日常生活自立 支援事業の利用

高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方で、判断能力が十分ではない方と契約を結び、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

サービスの内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス
(くわしくは4ページへ)

成年後見制度に 関する相談

判断能力が低下した方の「自己決定を尊重」し「本人を保護」するため、成年後見制度の利用に関する相談・情報提供を行うとともに、必要に応じて申立て手続きを支援します。

申立てに必要な書類の、 主なものは次のとおりです。

- ・申立書
- ・診断書(成年後見用)
- ・申立事情説明書
財産目録、収支予定表
親族の意見書、親族関係図 など
- ・申立人や本人の戸籍謄本 など
- ・登記されていないことの証明書
※用紙は、家庭裁判所にあります。
(くわしくは、2～3ページへ)

他機関・制度の紹介

必要に応じて、法律、医療、福祉、その他の専門家を紹介します。

主に連携する機関

- ・金沢家庭裁判所
- ・金沢弁護士会
- ・石川県司法書士会
- ・石川県社会福祉士会
- ・北陸税理士会
- ・石川県行政書士会
- ・石川県社会保険労務士会
- ・金沢市地域包括支援センター
- ・相談支援事業所
- ・金沢市 など

養育費に関する相談

離婚前や離婚後の養育費に関する相談・情報提供を行います。

【参考】金沢権利擁護センターについて

このセンターは、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が金沢市から「高齢者等権利擁護窓口設置事業」、「成年後見制度利用促進事業」の委託を受けて実施しています。また、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)は、社会福祉法人石川県社会福祉協議会から「福祉サービス利用支援事業」の委託を受けて実施しています。